

令和6年度中原特別支援学校スクールバス運行業務委託仕様書

- 1 目的 このスクールバス（以下「バス」という。）は、児童生徒の通学を支援するとともに、保護者の送迎に係る負担軽減を図るため、佐賀県立中原特別支援学校（以下「本校」という。）において運行するものである。
- 2 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 運行区間 【登校時】 神崎市役所→アスタラビスタ吉野ケ里店→東公園→セブンイレブン鳥栖山浦店→中原特別支援学校
【下校時】 中原特別支援学校→セブンイレブン鳥栖山浦店→東公園→アスタラビスタ吉野ケ里店→神崎市役所
※ただし、登下校両方において、アスタラビスタ吉野ケ里店と東公園の間で、東脊振 IC⇄鳥栖 IC で高速道路を使用する必要あり。
- 4 運行見込日数 年間 200 日程度（詳細は、別添年間運行予定表による）
- 5 変更・中止 運行計画を変更する場合は次の要領で行う。
 - (1) 運行日の変更
学校が運行日を変更する際は、1週間前までに受託者に連絡する。
 - (2) 運行時刻の変更
登校時：学校は始発時刻の1時間前までに受託者に連絡する。
下校時：学校は学校を出発しようとする時刻の1時間前までに受託者に連絡する。
- 6 委託業務内容
 - (1) バスの運行
登下校時の児童生徒の送迎
 - (2) 添乗員による介助等
 - ア 乗車名簿による児童生徒の確認
 - イ 児童生徒の乗降時の介助（安全ベルトの装着、脱着も含む）
 - ウ 走行中の安全確保
 - エ 車内の衛生管理
 - オ バスの誘導
 - カ 不測の交通渋滞や遅延等についての学校及び保護者等への連絡
 - キ 研修の受講（緊急時の連絡対応、学校又は県教育委員会が実施する研修の受講も含む）

む)

(3) 車両の管理

(4) 緊急時等（事故や災害時）の対応

ア 故障・事故等が発生した場合は、児童生徒の安全を確認した後、速やかに学校に連絡し、その指示によるものとする。

イ 地震・風水害等の自然災害時における運行については、速やかに学校に連絡し、その指示によるものとする。

ウ 運行中、児童生徒の体調の変化があった場合は、学校の指示に従い対応する。状況によっては救急車の手配を行い、事後処理について学校に連絡する。

7 運行車両

(1) 車種は中型バスと同等以上のものとし、かつ、車いす利用の生徒がスムーズに乗降できるようスロープ付き（リフト車両含む）のものとする。マイクロバスは不可。

(2) 車いす固定装置及び固定ベルト等により、車いすの固定をすること。

(3) バスの運行に係る連絡等のために携帯電話等を設置する。携帯電話等はGPS機能付きで、位置情報確認アプリを利用できるものとする。

(4) バスの保管場所は、受託者が準備した場所とする。

8 乗務員

(1) 受託者は乗務員として、添乗員1人、運転手1人を配置する。

(2) 乗務員は、運行業務の職責の意識を高め、障害のある児童生徒への理解を深めるため、契約後、運行開始までに県教育委員会等が実施する研修会を受講する。

(3) 添乗員は、乗降の介助・確認、児童生徒の見守り、担任・保護者への引渡し、緊急時の連絡等を主な業務とする。

(4) 乗務員は、児童生徒の置き去り等の事故が発生しないよう、全ての児童生徒が降車したことを1席ずつ一番後ろの席まで確認し、都度学校へ報告すること。

9 委託契約に含まれる経費

(1) 乗務員の雇用及びこれに伴う一切の費用

(2) 車内の衛生管理に要する一切の費用

(3) 維持管理費用

(4) 燃料代

(5) 車両の故障・事故・整備期間中の代替輸送に要する費用

(6) 任意保険（対人・対物、搭乗者、無保険者傷害補償）の加入に要する費用

(7) バス運行に係る連絡用携帯電話等の費用

(8) 高速道路利用料金（東脊振 IC⇄鳥栖 IC）

10 請求及び支払い

受託者は、当月分について、翌月に学校へ請求書を提出し、学校は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

請求及び支払金額は、運行路線の契約単価にそれぞれの運行実績日数を乗じた金額の合計の額に100分の110を乗じた金額とする。

11 運行状況報告

受託者は、学校が指定した様式のスクールバス運行日誌等をその都度記載し、毎月月末に当該月の運行状況を取りまとめ、翌月初めに運行日誌を付した完了報告書を学校へ提出すること。

12 乗降場所と発着時刻（予定）

【登校時】

神崎市役所（7：20 発）→アスタラビスタ吉野ヶ里店→東公園
→セブンイレブン鳥栖山浦店→学校（8：40 着）

【下校時】

学校（15：35 発）→セブンイレブン鳥栖山浦店→東公園
→アスタラビスタ吉野ヶ里店→神崎市役所（16：55 着）

※ただし、登下校両方において、アスタラビスタ吉野ヶ里店と東公園の間で、東脊振 IC⇄鳥栖 IC で高速道路を使用する必要あり。

13 その他

- (1) 運行に関して必要な法規上の手続きを行うこと。
- (2) 使用する車両の車検証の写しを学校へ提出すること。
- (3) 故障・事故時の代替輸送を迅速に行うこと。
- (4) 業務上知り得た個人情報等の保護を行うとともに守秘義務を厳守すること。
- (5) 契約締結後は運行車両に国土交通省公表「送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する事故防止安全管理装置（以下、安全装置）の装備を求める。安全装置については、受託者が自ら購入して装備するか、もしくは県からの貸与を希望する場合は相談に応じる。なお、安全装置を装備するまでの間は、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒の所在確認を行ったことを記録する書面を備える等の代替措置を講じることを求める。